

商工会だより

第55号
令和4年6月
発行 上毛町商工会
☎72-3195

通常総会

5月26日、上毛町商工会第61回通常総会をげんきの杜大ホールにて開催し、全ての議案について原案通り承認可決されました。

また、会員事業所の福利厚生事業として実施しています優良従業員表彰では、全国連会長表彰 1名、上毛町商工会会長表彰 3名

に表彰状と記念品を贈呈いたしました。受賞された皆様おめでとうございます。会員の皆様で、長年勤務している従業員がいらっしやいましたら是非この制度をご活用ください。総会では、坪根町長をはじめ多数の来賓をお招きし、ご祝辞をいただきました。



坪根町長からは、今後の上毛町の計画や将来の展望などを力強く語っていただき、また、上毛町の将来を担っていく若手経営者の情熱と行動について期待の言葉をいただきました。



会長挨拶

会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

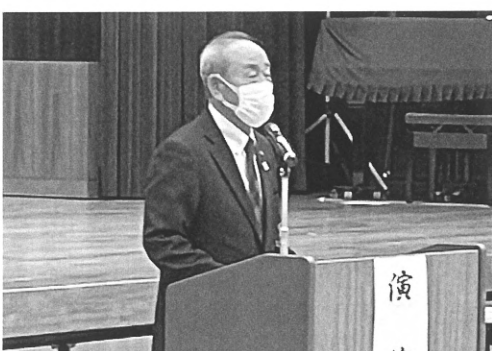
新型コロナウイルス感染拡大に伴い、過去2年間の総会は書面決議という形を余儀なくされましたが、3年の時を経てようやく対面による通常総会を開催することができました。第61回通常総会が無事に開催され滞りなく終了することができましたのも、皆様方のご協力があったのことに厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の総会で可決承認をいただきました第4号議案「定款一部改正の件」について、この場を借りてご説明させていただきます。今回の定款一部改正で、

皆様方からいただいている会費及び手数料の徴収基準を見直し、変更させていただきました。この規約の改正は令和5年4月1日より適用となります。

その背景には、インボイス制度が開始されるに当たり当会が消費税課税事業者となることが挙げられます。

この先、安定した商工会運営を行っていくためには致し方なく、この度苦渋の決断をさせていただきます。つきましては、出費多端の折誠に恐縮ではございますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



制度の特長

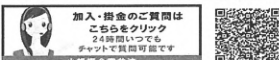
- 1 経営者のための退職金制度
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。共済金の受給権は差押禁止 共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



小規模共済 検索

退職金の準備を中小機構がお手伝いします
安心 安全 国がつくった
小規模企業共済
こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの？

Be a Great Small.
中小機構



令和4年度
経営支援体制について

上毛町商工会では、国や県の制度を活用し会員皆様の経営相談に応えられるよう体制を整えました。

▼中小企業診断士による

個別相談会の実施

講師：中小企業診断士

野上 育彦先生

相談日：毎週金曜日

※事前予約が必要です。

主な相談内容

- ・新しい事業を検討しているので事業計画を策定したい。
- ・補助金を活用して事業の課題を解決したい。
- ・事業承継をしたいが、どのように手続きをして良いかわからない。
- ・自社の強みや弱みを把握したい。等

実施期間（予定）

令和4年5月13日

令和4年12月23日

些細なことでもよいのでお気軽にご相談ください。

中小企業診断士とは？

中小企業診断士は、中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家です。中小企業基本法では、中小企業者が経営資源を確保するための業務に従事する者（民間で活躍する経営コンサルタント）として位置づけられています。

野上育彦先生のご紹介

平成21年に中小企業診断士を取得後、(公財)福岡県中小企業振興センターで経営革新チーフアドバイザー、知的アドバイザーとして活躍したのち、福岡県事業承継支援ネットワークで事業承継の支援に携わる。

野上先生より一言

会員事業所の皆様のお役に立てるよう頑張ります。お気軽にご相談ください。

専門家活用による

補助金申請の流れ

①補助金を活用してどのようなことをしたいのか検

討してください。

②相談日を予約してください。

③専門家と経営指導員等が補助金申請に必要な情報を聴き取りし、様々な支援策の中から適した制度を検討します。

④商工会職員が、聴き取りした内容をまとめ、補助員申請の骨格を作成します。

⑤再度、専門家と面談し申請書を作成していきます。

⑥補助金申請を行います。



▼よろず支援拠点の活用
よろず支援拠点とは？

国（中小企業庁）の事業として運営されている、起業希望者、個人事業主、中小企業のための無料経営相談所です。商工会のパソコンを使用してリモートで相談できるので経済的です。

相談できる内容

福岡県よろず支援拠点には、様々な分野で活躍されている59名の専門家が登録されており、相談内容に合った専門家を紹介してくれます。

相談の流れ

- ①よろず支援拠点に電話して相談内容を伝えます。
- ②オペレーターが専門家を提案し、面談日時を設定してくれます。
- ③面談日に商工会でリモート相談の準備をしていますので、時間になったら来商ください。

電話で簡単に申込みができます。チラシは商工会に設置しています。

▼事業承継・引継ぎ
支援センターの活用
活動内容

国（中小企業庁）の事業として運営されている中小・小規模事業者の後継者問題をサポートする無料相談所です。M&Aや親族内承継、従業員等への承継等、幅広い相談を受けています。

相談できる内容

- ・親族や従業員に事業を承継したいがどのように進めてよいかわからない。
- ・会社は順調なのに後継者がいないので後継者を探したい。
- ・自社にない技術を持つている会社とマッチングして事業を拡大したい。

相談の流れ

事業引継ぎ支援センターへ直接ご連絡ください。

商工会では、専門家による事前相談も行っています。お気軽にご相談ください。

**創業支援
創業促進支援事業
助成金のお知らせ**

上毛町では、創業を目指す方を対象に、創業に係る費用を助成しています。お近くに創業を検討している方がいらつしやいましたら商工会にお知らせください。

▼対象者

町内で新たに創業を行う方
(詳細は上毛町HPを参照)

▼対象事業

創業に必要な資金を金融機関などから融資を受けて実施する事業

▼助成金の額

限度額 二〇〇万円

※補助対象経費の2分の1以内で、且つ金融機関などからの融資額の2分の1以内。

●問い合わせ先

①制度や申請に関すること
上毛町企画開発課

TEL 72-3111

②創業や経営に関すること
上毛町商工会

TEL 72-3195

**商工会の今後の
事業について**

インボイス制度の開始などビジネス環境が大きく変化中、商工会では次の事業を行ってまいります。

▶プレミアム商品券発行事業

商工会では、地域の消費を喚起し地域経済循環を高める事業として、昨年引き続きプレミアム商品券を発行いたします。本年度は販売総額を大幅に引き上げ、より多くの方が当選できるように体制を整えました。

▶商品券加盟店の登録について

加盟店登録は事業期間中、随時行っています。まだ加盟店登録がお済でない方は商工会で用意している申込用紙に記入してください。

▶商品券の使用期間

令和4年7月9日～

令和4年12月31日

▶商品券の換金期間

令和4年7月11日～

令和5年1月31日

インボイス制度説明会

令和5年10月1日から消費税のルールが新しくなり「インボイスでなければ仕入税額控除ができない」というルールに変わります。

現在、免税事業者の方については、業種の形態等によつては消費税課税事業者となる選択肢も出てきますので、本制度を正しく理解したうえで税務署に手続きをする必要があります。

また現在、消費税課税事業者の方につきましても、経理の処理や請求書などの発行について大きな変更が伴います。

商工会では行橋税務署の協力のもと、インボイス制度を正しく理解することを目的とした説明会を実施いたします。

詳細が決まり次第、お知らせいたしますので是非ご参加ください。

保険診断サービス

現在ご加入の保険や共済に漏れやダブり、無駄がないか等、福岡県商工会連合会の専門家チームが診断を行い、客観的な情報を提供しています。保険の見直しは、資金繰り改善の第一歩です。保険の見直しをご検討されている方は是非商工会へご相談ください。

**商工貯蓄共済加入の特典
★人間ドック検診助成制度**

本共済制度に3口以上の加入者及びその被保険者で満40歳以上の方に、人間ドックの費用を助成します。

●日帰りドックと一泊二日等の人間ドックが対象

●助成対象の病院は、県内の指定病院

●助成金は1万円か、要した費用の半額のいずれか低い方を助成します。

★築上郡内の指定病院
豊築メディカルセンター

(豊前市大字八屋)

TEL 0979-82-2005

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済



経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で**最高8,000万円**まで貸付け
- 2 貸付条件は**無担保・無保証人**
- 3 掛金は税法上**損金(法人)**または**必要経費(個人事業)**に

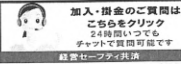
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(償還期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



DX(デジタルトランスフォーメーション)のIT化

▼DXとは？

IT技術を活用して会社をよりよく改革していくことをいいます。事業者がビジネス環境の厳しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や取引先のニーズをもとに製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス等を変革し競争力を高めしていくこととされています。

▼DXが推奨される理由

労働人口が減少傾向に転じる中、インボイス制度や働き方改革等、社会システムの複雑化が進んでおり、業務の効率化をいかに図るべきかが企業に求められています。



▼小規模事業者の

IT化への取組方法

① 自社の現状を把握する。
(経営理念や強みの分析)

② ITツールを導入する目的を明確にする。
(作業工程の中でどの部門のIT化を勧めるのか)

※中小機構サイト内IT戦略ナビの活用

③ ITツールの選定

※中小機構のここからアプリを活用

④ ITツールの費用と想定される効果を検証

⑤ 導入計画作成

(従業員の理解や取引先への要請などをまとめる)

⑥ 実行・検証・改善

▼IT導入補助金のご紹介

中小・小規模事業者等の皆様が、自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を支援する補助金です。

施策情報の

早期入手について

現在、国や県では基本方針に基づき補助金や税制優遇など、さまざまな支援策を講じています。

自社が求めている施策をいち早く入手できる体制を整えることによって、補助金等が活用しやすくなります。

情報提供ツールの例

- ・ 中小企業庁のツイッター
- ・ e-中小企業ネットマガジン
- ・ J-Net 21 新着情報
- ・ メールマガジン等

GビズIDの取得について

GビズIDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。GビズIDを取得すると、一つのID・PWで様々な行政サービスにログインできます。また、補助金申請でもGビズIDの取得が必要です。

商工会では申請支援を行っておりますのでお気軽にご相談ください。

商工会の福祉共済

全国商工会会員福祉共済

毎月ご加入
いただけます!!

あなたも家族も
まるごと守る!
頼れる補償の



トータル「がん」補償、「病気」の補償は
新型コロナウイルス感染症も補償!

けが・病気・がん に しっかり備える

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ加入できる特別な制度です!

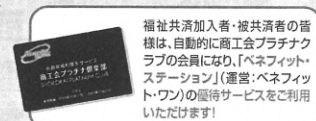
ご加入できる方

商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役員とその家族であって健康な方が対象となります。
(「病気」の補償およびトータル「がん」補償・シンプル「がん」補償の場合、健康状態に関する告知義務があります。)

※ただし2021年11月1日時点での満年齢が満6歳以上満90歳以下(シニア医療特約・シニアトータル「がん」プラン・シニアシンプル「がん」プランでは新規ご加入は満74歳以下)の方に限ります。

「家族」とは...①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母 をいいます。

※万一、商工会からの脱退や退職等により、加入者資格を喪失した場合には、お手数ですが、ご加入の商工会へご連絡くださいますようお願いいたします。



福祉共済加入者・被共済者の皆様は、自動的に商工会プラチナクラブの会員になり、「ベネフィットステーション」(運営:ベネフィット・ワン)の優待サービスをご利用いただけます!

お問い合わせ・資料請求はご加入の商工会まで

※一部の商工会においては取り扱っていない場合があります。

このチラシは福祉共済および東京海上日動火災保険(株)の団体総合生活保険(医療補償基本特約・がん補償基本特約)・総合生活保険(個人賠償責任補償)の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ご加入の商工会までお問い合わせください。

取扱代理店:株式会社ふるさとサービス

東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館10F TEL:03-3214-5710

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社 担当課:広域法人部法第一課
東京都千代田区三番町6-4 TEL:03-3515-4147

2021年9月作成 21-TC04668